

感染対策室

感染対策室は医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師がチーム（ICT・AST）を組み、院内における患者様と職員を医療関連感染から守るため、お知らせや研修会による職員の啓発、マニュアル作成、院内感染サーベイランス（監視）の実施、緊急対応などの取り組みを行っております。現在、感染対策向上加算を取得して、地域の様々な病院やクリニック、医院と連携して感染対策に努め、より安心していただける医療を目指して努力を続けています。

感染対策室人員

医師 2名、薬剤師 1名、臨床検査技師 1名、感染制御実践看護師 2名（1名は専従）

感染対策室は、感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チーム、各現場の担当者（病棟や外来看護師のリンクナース、放射線技師や理学療法士などのリンクスタッフ）からなるリンク会を組織し、感染対策抗菌薬の適正使用の強化をしています。

方針

詳細は院内感染対策指針をご覧下さい。受付を初め病棟など院内各所にも掲示しております。

業務内容

➤ 感染対策室業務

院内の活動

- ・院内感染発生状況のサーベイランス（監視）
- ・院内感染防止ラウンド（院内巡視）
- ・抗菌薬使用状況の把握、抗菌薬適正使用のためのラウンド
- ・院内感染対策マニュアルの作製と改訂
- ・感染に関する教育、研修
- ・感染に関するコンサルテーション業務（相談）
- ・職業感染対策
- ・ファシリティマネジメント（施設管理）

地域との連携活動

- ・感染対策向上加算1の施設との相互ラウンド（年1回）
- ・感染対策向上加算2、外来感染対策向上加算の施設とのカンファレンス（年4回）
- ・感染に関するコンサルテーション業務
- ・連携医療機関や保健所などと新興感染症の発生等を想定した訓練
- ・筑西保健所管内病院との院内感染対策地域ネットワーク
- ・感染に関する教育、研修

➤ 現在の基準について

平成 27 年度から感染防止対策加算 I 、感染防止対策地域連携加算（令和 4 年度から感染対策向上加算 1 に名称が変更）を取得しており、感染対策向上加算 2 や外来感染向上加算を取得している施設と連携して感染対策に努めています。さらに、筑西保健所管内の病院とも連携しネットワークを構築し、地域全体で協力し、感染対策強化のための活動も行っております。